○厚生労働省令第百号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の二の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削る。

第二条の五中「Ｈｉｂ感染症」を「Ｈｉｂ感染症及び」に改め、「及びヒトパピローマウイルス感染症」を削り、同条の表中「予防接種法実施規則」を「予防接種実施規則」に改め、同表肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の項中「十歳」を「六歳」に改める。

第五条の表中「かるもの」を「かかるもの」に改める。

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項の表初回接種の開始時に生後に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者の項中「沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン」に改め、同表初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者の項中「生後十二月」を「生後十三月」に、「沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン」に改め、同表初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者の項及び初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者の項中「沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン」を「沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいた後であって、生後十二月に至った日以降において、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の予防接種実施規則（以下この条において「旧規則」という。）第十八条に規定する沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンの注射は、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条に規定する沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンの注射と、旧規則第十八条の規定により沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者については、新規則第十八条の規定により沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

○厚生労働省令第百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成二十五年十月十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。